（欧州連合経済室及び経済協力開発機構室）

第三十五条　国際経済課に欧州連合経済室及び経済協力開発機構室を置く。

２　欧州連合経済室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係のうち欧州連合に係るものに関する外交政策に関すること。

二　対外経済関係のうち欧州連合に係るものに関し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。

三　日本国政府を代表して行う欧州連合との協力に関すること（対外経済関係に関するものに限る。）。

四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係に関するものであって、欧州連合に関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち欧州連合に係るものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　国際経済事情のうち欧州連合に関する調査を行うこと。

３　欧州連合経済室に、室長を置く。

４　経済協力開発機構室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する外交政策に関すること。

二　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関し、日本国政府を代表して外国政府と行う交渉及び協力に関すること。

三　日本国政府を代表して行う経済協力開発機構への参加及び経済協力開発機構との協力に関すること（対外経済関係に関するものに限る。）。

四　日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係に関するものであって、経済協力開発機構に関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち経済協力開発機構に係るものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　経済協力開発機構室に、室長を置く。

５　経済協力開発機構室に、室長を置く。

（企画官）

第三十七条　経済連携課に、企画官一人を置く。

（資源安全保障室及び企画官）

第三十七条　経済安全保障課に、資源安全保障室及び企画官一人を置く。

２　資源安全保障室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに係る外交政策に関すること。

二　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。

三　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関との協力に関すること。

四　日本国民の海外における法律上又はその他の利益の保護及び増進に関すること（対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに関するものに限る。）。

五　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること。

六　対外経済関係のうち日本国の安全保障の確保に関するもののうちエネルギー資源その他の資源に関するものに係る国際経済事情に関する調査を行うこと。

第三十五条　削除